

アジア地域における訪日高付加価値旅行市場活性化マーケティング業務 公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

アジア地域における訪日高付加価値旅行市場活性化マーケティング業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

3 趣旨・目的

インバウンド市場の急激な復活に向けて、消費額の多い高付加価値な旅行者層向けプランやツアー造成が急務である。より広い視点で事業を展開していくには、兵庫県が既に行っている欧米市場向け高付加価値旅行者層施策をアジア市場にも展開する必要がある。

海外旅行会社と日本のランドオペレーター、DMCのマッチングを行うCRMサイトを別途構築しているところであり、そこへの掲載も想定し、シンガポールと香港の市場に向けた体験メニューやツアーを造成する。さらに有望な現地旅行会社を訪問、活用促進に向けてプロモーションを行う。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

5 委託料

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務の内容

（1）シンガポールと香港を対象とするコンテンツ及びツアーの造成

- ・委託者が過去造成したコンテンツ及びツアーの中から対象地域、国において売り上げが見込める企画を別添より選定し、現地取材の上、対象地域、国向けにカスタマイズすること。
- ・コンテンツは3～5本、ツアーは1本以上造成すること。
- ・別添のうち『ひょうごフィールドパビリオン プレミア・プログラム（R05.03.28時点）』を含めること。

①タリフの作成

コンテンツの内容、料金、受付、受入体制等をコンテンツ事業者と調整のうえ下記項目を盛り込んだ1コンテンツごとのタリフとして取りまとめること。

【タリフ項目例】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金（税込）、料金に含むもの（含まないもの）、旅行会社経由の場合の手数料の有無と詳細、任意オプション、集合場所（名称、住所、アクセス方法、駐車場情報）、送迎の有無、送迎場所（名称、住所）、開催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参加対象年齢（同伴・同意の別）、予約受付時間、所要時間、体験時間、当日の服装や持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項、ものづくり（れるもの、個数、受け取り方法）、インバウンド受け入れの可否(条件)等

②ガイドシナリオの制作

作成したコンテンツ及びツアーについてそのルーツや背景を学ぶとともに、訪日高付加価値旅行者に対して伝えるべきポイントを理解できるガイドシナリオを制作すること。

シナリオは日本語で制作すること。ただし、訪日高付加価値旅行者に対して伝えるべきキーワードなどは英語及び中国語繁体字で記載すること。

(2) CRM を通じたプロモーション活動

(1) の企画を CRM 『LAXUARY HYOGO●JAPAN』 に登録し商談を推進すること。また受託者が持つネットワーク等を活用して積極的に宣伝活動を行うこと。

(3) 登録エージェントの獲得

対象地域、国を訪問し JNTO の協力を得て、富裕層向け主要トラベルエージェントに CRM への参加を交渉し獲得すること（シンガポール 5 社以上、香港 3 社以上）。

①事前商談のマッチング

ターゲットを主要顧客とするトラベルエージェントを抽出し、商談の機会を設定すること。

②プレゼン資料の作成

③現地渡航

受託者 2 名、委託者 1 名の現地訪問にかかる日程の調整（4 泊/国）、各種手配の一切を行うこと。

渡航費、滞在費は委託料に含む。

7 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」をはじめとする下記の成果物を作成し、電子データを観光本部に提出しなければならない。

電子データの各ファイルには内容のわかるファイル名を付与し、ウィルスチェックを行っておくこと

①事業完了報告書

②カスタマイズしたコンテンツ一覧及びツアー概要

③調査結果（調査行程含む）

④コンテンツの説明（各コンテンツには以下の内容を全て含むこと）

- ・全体コンセプト
- ・タリフ
- ・商談会用パンフレット
- ・ガイドシナリオ

○関係者との協議結果の記録

- ⑤タリフ、パンフレット、シナリオ当を作成するにあたって撮影した写真
- ※ポスターを作成するに足る画素数で提出すること
 - ※電子データは、Ai データに加え、PDF 形式で納品すること

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階)

(3) 提出期限

令和 6 年 3 月 14 日 (金) 17:00

8 精算・支払い

請求書を受領後、翌月末までに精算を行う。

9 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 業務担当者は、訪日高付加価値旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

10 著作権等の権利関係

(1) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

- ② 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 2 号第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

（2）二次利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

11 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

12 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

13 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

14 委託契約の締結

- （1）契約に関する事務は委託者で行う。
- （2）委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- （3）契約条項は、委託者において示す。
- （4）契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対し

て、土日祝日を含む7日以内に委託料の10分の1の契約保証金を納めたうえで、契約を締結しなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

15 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

16 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

17 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

18 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。